

給付金の支給手続き

I 世帯全員の令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和3年12月10日時点で下野市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、下野市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

【確認事項】

- ①世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

令和3年12月11日以降に下野市に転入した場合

- 令和3年12月10日時点でお住まいだった市区町村の窓口にお問い合わせください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）住民税非課税となる年間給与収入等の目安

単身の場合：93万円以下、配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合：137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、下野市社会福祉課社会福祉グループに直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または下野市社会福祉課にご連絡ください。

給付金に関するお問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎ 0120(526)145 受付時間 午前9時～午後8時

■申請・問い合わせ先 下野市社会福祉課社会福祉グループ

〒329-0492 下野市笹原26番地 ☎(32)8899 (受付時間 午前8時30分～午後5時15分)